

第3次佐野市教育大綱

令和4(2022)年3月

栃木県佐野市

目次

1	はじめに	1
2	根拠法令	1
3	計画期間	1
4	推進テーマとまちづくりの基本理念	2
5	基本方針	2
	参考資料	5

1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、首長と教育委員会との連携を強化し、首長が教育行政に連帯して責任を構築するため、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められていることから、本市では、平成28年3月に「佐野市教育大綱」を策定しました。

その後、第2次佐野市総合計画前期基本計画の策定に合わせ、平成30年3月に第2次の大綱を策定しましたが、このたび、その計画期間が満了し、また、令和4年度から始まる第2次佐野市総合計画中期基本計画を策定することから、総合計画との整合性を図るため、「第3次佐野市教育大綱」を策定します。

なお、総合計画の将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現に向け、総合計画の基本目標「豊かな心を育み、学び合うまちづくり」を柱に、基本目標「新たな流れの創造による賑わうまちづくり」における教育関連施策を合わせて推進するものとします。

2 根拠法令

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定します。

3 計画期間

本大綱の計画期間は、第2次佐野市総合計画中期基本計画との整合性を図るため、令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間とします。

なお、教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、総合計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを行います。

4 推進テーマとまちづくりの基本理念

第2次佐野市総合計画の推進テーマ「定住促進」は、全ての施策に共通するものであることから、教育大綱においても推進テーマとして位置付けます。

なお、「定住促進」には、郷土への愛着と誇りを醸成することが必要であり、まちへの愛着が強くなれば佐野市に住み続けたいという思いも大きくなります。そのために必要な「人づくり」「地域づくり」に関する取組を、学校教育及び地域における様々な教育の場において推進することにより、定住促進へつなげていきます。

また、第2次佐野市総合計画中期基本計画におけるまちづくりの基本理念「進化する佐野市 選ばれる佐野市」は、基本目標を具現化し政策と結びつけ、全施策に共通するものであることから、本大綱においても位置付けることとします。

5 基本方針

未来を担う子どもたちが「生きる力」を身に付けることができるよう、小中一貫教育を推進し、教育力の向上、学校施設の整備、GIGA スクール構想の実現など、ソフト、ハード両面に渡るより良い教育環境を整え、心豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒の育成を図ります。

また、市民一人一人が生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習環境の充実や、生涯スポーツ活動及び競技スポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。そして、学習の成果を地域の教育力として還元し、これまでに培った知識と経験も生かしながら地域に関わっていけるよう、交流の場や機会を充実させ、地域づくりを推進します。特に、学校・家庭・地域が連携して市全体でいじめの予防、早期発見、適切な対応に取り組めます。

加えて、市の歴史・文化を守るため、子どもたちを対象とした文化芸術体験や施設見学等を通して、郷土への理解促進と郷土愛の醸成を図るとともに、史跡等の歴史文化資源を保存活用するための人材の確保を図ります。

なお、これらを推進するにあたっては、第2次佐野市総合計画中期基本計画に基づき、次に掲げる7つを基本方針として取り組みます。

基本方針1 特色ある教育と心の教育を推進します

- ①生きる力の育成
- ②教育力の向上
- ③小中一貫教育の推進
- ④特別支援教育の推進

基本方針2 安全で安心して学べる教育環境を整備します

- ①安全で快適な学校施設の整備
- ②小中一貫校の推進
- ③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実
- ④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充

基本方針3 生活を豊かにする生涯学習を推進します

- ①学習情報及び場の提供
- ②学習成果を活かす取組
- ③青少年の健全育成

基本方針4 教育を支える地域づくりを推進します

- ①いじめ問題に対する学校・家庭・地域の連携
- ②家庭教育支援の推進
- ③地域の教育力を活かす取組

基本方針5 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備を図ります

- ①生涯スポーツの推進
- ②競技スポーツの推進
- ③スポーツ施設の整備と運営

基本方針6 文化芸術活動を推進します

- ①文化芸術に触れる機会の充実
- ②文化資源の有効活用
- ③文化芸術施設の基盤強化

基本方針7 歴史・文化資源を保存し継承します

- ①歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承
- ②歴史・文化資源の理解の促進と地域づくりの推進

参考資料

1 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。